平成２２年（フ）第８７７５号
大阪府枚方市南中振２丁目７番12―23号
債務者　井上　亜弥
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１７４０号
堺市南区鴨谷台３丁３番６―528号
債務者　松浦　勝利
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第５４号
兵庫県丹波市氷上町三方763番地
債務者　藤原　千里
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２２年（フ）第６３９号
鹿児島県鹿児島市谷山中央２丁目4424番地
鹿児島情報高等学校女子寮ソレイユ
債務者　葎迫　真季
1　決定年月日時　平成22年11月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第６５５号
鹿児島県鹿児島市自由ヶ丘１丁目23番８号
債務者　岐部　浩造
1　決定年月日時　平成22年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第６５６号
鹿児島県鹿児島市自由ヶ丘１丁目23番８号
債務者　岐部　裕美
1　決定年月日時　平成22年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第１２３６号
静岡県富士市松岡1524番地の１　グレイトピア203号、申立て時の住所仙台市太白区西中田５丁目６番17号　ベルトピア仙台16Ｂ―101
債務者　小松　里子
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１４６６号
宮城県塩竈市後楽町13番21号
債務者　郷家　孝重
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１６０９号
仙台市宮城野区蒲生２丁目12番地の17
債務者　佐藤　康子
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１６２９号
仙台市青葉区落合１丁目17番15号　グランデュールシオン203
債務者　斉藤　学武
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１６５４号
仙台市太白区富沢３丁目26番１―105号
債務者　瀬田利千子
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１６５号
宮城県石巻市向陽町３丁目12番７号、前住所宮城県石巻市川口町１丁目８番19―３号
債務者　門脇由美子（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成22年11月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２２年（フ）第６９号
福島県南相馬市原町区大木戸字松島322番地の14
債務者　只野　利雄
1　決定年月日時　平成22年11月25日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
福島地方裁判所相馬支部

平成２２年（フ）第７０号
福島県南相馬市原町区大木戸字松島322番地の14
債務者　只野　雄一
1　決定年月日時　平成22年11月25日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
福島地方裁判所相馬支部

平成２２年（フ）第６３０号
茨城県東茨城郡城里町大字石塚2501番地の65
債務者　関口　一樹
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第６７４号
茨城県水戸市渡里町951番地
債務者　田所　純子
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第６７６号
茨城県水戸市吉沢町293番地の４　ＦＶハイツ103号
債務者　乾　　正枝
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
水戸地方裁判所